

# 新しき序章

—我々の主張と立場—

全学連市大主流派

学部区

経済学部区

医学部

山下五郎  
鳥征一郎

全学区

T-2 T-3 L-1 L-3 E-2 E-2 E-3

磯田昌好  
総田完治  
戸田博夫  
武井佳久  
八曾孝子  
加藤孝昌  
藤本勝美  
藤本昌昭



生産に必要とする巨大な非人間機械メカニズムを支える  
一個の畜車になることをもつて、人は、安定した生活と  
幸福。「金取りの良し」ということはそれ自体としては  
何ら問題はない。ただ問題は、そのことがあくまでも生  
きていく上の手段であるはずなのに、逆にわれわれの入  
る存在が「金取りの良し」という物質的事実のための単  
なる手段と墮しているというこの倒錯、人間の物質化と  
いうこの逆説、手段でないカネという物質が全てで  
あるかのようなこの転倒、ここにこそ一切の問題の根源  
があり、資本主義社会の秘密がある。その未来があまり  
に見えすぎてゐるわれわれの現存在を呪うとするならば  
その人間は、自分をも含めた現状に何らかの形で批判的  
に對立するであろう。すでに古くなった言い草ではある  
が、エネルギーの太陽族的爆発は、状況に対する盲目的  
反発、心情的な抵抗であるがゆえに、現社会に対する各  
種の行動としてあらわれた。道徳的な説教がどれほどな  
されようと、上品屋がどれほどリフをしめようと、そ  
のような若者たちの行動は現に存在してあり、これから

のている社会秩序、社会体制にたいせる否定的であると  
共に、根底的な対立が具体的な行動としてなされねばな  
らないはずだ。そのような行動の中から、現にある秩序  
の中で革命的に生きていく存在から、状況そのものを変  
えつつ自分を新たに創造していく能動的な存在が生まれ  
であろう。さてここでわれわれは、われわれの拒否がな  
されねばならないのは単に現秩序のみなのではないこと  
について語らねばならない。

現秩序に埋没することの拒否、その拒否をもつて自己  
の存在理由とするはずの社会愛や日共がいれば既成左翼  
としてすでに体制内存在と化している判断にもとづく社  
会に対する拒否とわれわれはなされねばならず、さらには  
ソヴィエト「社会主義」を讚美し、その生産力の極  
大発展をもつて希望の増大とする楽観性にも、また組み  
しえない。量的拡大のみがすべてであるかのようなか、  
の思考法からこそ、たとえば、公平と民主主義、理性  
の擁護派が、よくどころとする日本共産党の「躍進ア

を躊躇してあろうことは見えすぎるほど見えてゐる。それ  
が資本主義的秩序のアメリカの目にくいこまれることを拒絶  
しようとする若者たちの一つの意思表示であり行動であ  
るとしても、秩序そのものの表層を軽くこする程度の意  
味しか持ち得ないことはやはり明らかである。しかしらば  
問題は何か。本来的に無方向であるエネルギーをいかに  
、どこへ向けるか、ということ、これであろう。

現秩序へ埋没することを拒否しようとするとき、我々  
の眼に映じてくる状況はどのようなものであろうか。資  
本主義社会の政治支配形態としての議会主義が民主主義  
と名づけられ、多数の名によるブルジョア独裁が現実には  
民主主義の實體をなしている。そして様々な立法——た  
とえば、最近における労働改定、政暴法、現行は改憲——  
が、資本主義の自己運動の中から、自己の体制を強固  
にし、より一層発展させるための法的措置として我々の  
前に現われでてくる。状況への盲目的反抗がいればアダ  
花として、しうせけられねばならないとするならば、そ  
の心情的抵抗を誘い出す現状況をそのようなものたらし

フリーズがとびだすのであり、それは「増える貯蓄にか  
くらむ希望」という金融資本のよびかけと何れも同等に對  
応していることであらうか。既成の理論や权威、ソヴ  
ィエト社会主義へのもたれかかるといふ、見かけはゴリ  
ツパで、しかもそれだけ安易であり、一見希望にみちあ  
ふれているが、しかし、幻想にみちた態度しか僕たちの  
眼には映じてこないのだ。この見せかけの祝福をこそ、  
僕たちは激しく呪詛しなければならないのだ。もちろん  
このような我々の立場に対するお定まりの攻撃はある。  
——主観的にはどうあれ、客観的にはアメリカ帝國  
主義の先、反ソ反共の徒、  
というレッテルは、  
もちろん、これらの売りコトバにたいする我々の買い  
コトバもあるわけであるが、くわしいことはパンフの他  
の部分で展開されるはみなので、事実に簡単な指摘にと  
どめておきたい。

レーニン死後のソヴィエトにおけるスターリニズムの

露呈された「社会主義」の内部矛盾、その矛盾の民衆階級自身による解決ではなく、ピラミッド的支配体制の頂上にある権力上層の地位がゆるがない範囲内に事をあやめようとするフルシチョフ主義、これらのことはすべて「社会主義」社会にたいする、きびしい、理性的、批判を要求している。さらに日共批判がただちに反共になるという偽瞞は、安楽斗争で軍事に破壊された後、去年のオハ回党大会が一部権力上層者の地位固めと反対派の掃除としての意図しかなく、日共が今や単なる徒党と墮していることもなく宣言したことでもあったのだ。そして何より、我々社会主義者大衆が反共の徒であるというゴマカシの宣傳がもしなされるならば、現在他派とちがって憲法斗争とオハの謀略として設定していることによつて、又今後の憲法斗争を始めとする、あらゆる斗争を通じて、実践的に学生反政府の前に明らかにされるであろうことは、いささかの疑いもない。

ともあれ、カゴの生れた後化した既成の教条として

け、新しい理論と思想の創造と実践をなしてゆかばならない。

過渡期としての現状にあるとする、我々の立場は、困難にみちたものである。すでに手袋は投げられている。現状をもっとも激しく呪詛するもの、否定する者、そのような者にはのみこそ、祝福はある。否定を嫌いとせぬア prioriな祝福は、すべて、虚偽として、しうぞけられねばならぬ。

# 神話の崩壊

——ソ連社会主義に対する立場——

藤本昌昭(終三)

一九五六年度のハンガリー動乱は、「ソ連労働者の未来の口」という、バラ色の神話として破産せしめた。共產党およびその周辺にむかがる連中へ、平和と民主主義、理性の擁護(添もそれに属する)は、ハンガリー動乱が西欧帝国主義者の陰謀によるものだとして、ソ連の軍事介入を支持し、そのことによつてソ連の威威の前に完全に、理性を放棄した。しかしながら、ハンガリー動乱は決して帝国主義者の陰謀によつて、資本主義に復帰するためのにおこつたのではなくて、官僚独裁によつてゆがめられた、社会主義社会に対する怒りが、労働者、学生を自分たちのための真の社会主義社会を創造するために立ちあがらせたものであった。帝国主義的イデオロギーが胎動し始めたのは、反乱に対しソ連が軍事介入した結果、人民が絶望したからであつたにほかならない。

「労働者の国、ソ連」が労働者、学生の反乱を弾圧するといふ奇怪な事実は何故に起つたのか。それはたゞ、ソ連社会の、理性的徹底的分析によつてのみ行いうるであらう。そしてソ連の分析は、単にソ連自身の問題ではなく、われわれが如何なる未来社会を撰択するのか、といふ日々対決を迫られている問題に対する一つの解答でもあるのだ。

## ソ連社会

一九七七年、ロシア革命が成功したとき、ソ連には、あふれるばかりの自由、平等、人民の創意があつた。食困と戦争による荒廃の中にも、口民は未来へ突き進んでいた。しかしそれは、一九二〇年後半にスターリンが指導者となつて以来約三〇年間、彼が死んだときには、官僚による抑圧、不平等、統制の口へと変質していたのである。

ハンガリーがこのような、ソ連を原型としていたからこそ、労働者、学生は暴起したのだ。

# フルシチョフの時代

だが、このようなスターリン主義体制は、フルシチョフの登場によってなくなつたかに見える。スターリン時代を批判した後で、社会主義の完全シ（ニ）の大会（シ）をフルシチョフは呼称し、日共派は、ソ連の降々たる文化、本格的発展を謳歌している。だが、スターリン主義体制はこれではほんとうになくならず、ソ連は真の社会主義の目的を實現しているのだろうか。それならばスターリン主義とは一体、何なのだ？

たしかにフルシチョフは、多くのことをなす遂げた。秘密警察の縮小、強制労働の廃止、労働法規の改革、一定の政治的、文化的自由化……だ。だがこれは、ソ連社会の矛盾、スターリン主義のほんの一部をかえらなすきはないのだ。

スターリン主義の最も基本的なものは、①膨大な特権官僚の存在、②政治的自由の喪失、にある。

そして、フルシチョフはこれらのマルクス主義の基本的なものに対しては殆んど改革をなし得なかつたことが

事案の不明な、十分なスターリン時代の経済

、スターリン末期には、低所得者の50〜100倍にも達する所得をとるようになった高級官僚は、依然フルシチョフ時代になつても温存されており、しかもこのような高級所得を獲得することによって、特権階級として存在している。ソ連の平等の口という話は、単に幻想にすぎない。しかも奇怪な事実は、ソ連では官僚はほとんど党員であるから、ソ連においては「金持はみな共産党員」ということである。

このような特権官僚の存在が、なぜフルシチョフによってなす温存させられねばならぬかという理由は後で述べよう。

現在ソ連において政治的には、単一党が支配している。フルシチョフ、雪どけによって、政治的自由はある程度拡大され、スターリン時代のごとく党に批判的であるということだけで逮捕されたということはない。とはいえ、このもの、さまざま思想をもつ流派が、国民の前で公然と論争することは許されていない。フルシチョ

プがモロトフをスターリン主義者だ、として批判したときにも、口はモロトフから直接意見を聞くことはできなかつた。たゞフルシチョフのモロトフ批判から間接的にモロトフの思想を察知したにすぎない。一九一七年革命後における諸思想の自由な論争のみが、社会に

おける創意を養ふことができるのであり、そして単一党派の思想のみを宣伝することしか許されないことがスターリン主義であり、そういう意味でフルシチョフのスターリン批判、モロトフ批判は、スターリン主義的スターリン批判であつた。

## フルシチョフ主義の限界

それでは何故、フルシチョフは、スターリン批判、官僚主義批判を行いなから、このように温存しなければならなかつたのか。これに対しては、ドイツチャーの「官僚制度を改革する決定的な主体が官僚自体である場合には、その改革自体が必然的に自己矛盾し限界あるものになつてしまふ。その目的は、政治を下から上へ変革を

的統制にしたがわせることではなくして政治的手段を合理的にすることである。」という言葉につきまらう。

官僚主義体制に利益を受けながらも、スターリン時代の極端な統制に反抗して、官僚は、一定の改革をなしとげたのだが、それは上からの改革であり、自己の政治的、経済的特権を手離さねばならない處で改革はストップするのだ。依然、温存されている官僚主義体制は、下からの批判によってのみ、根本的に変革され、そこは自由で平等な、生き生きとした社会が開花するであろう。いつのことか。

ここで明言することは不可能である。だが、それまでにハンガリー事件、昨秋のソ連の核実験を擁護するような「理性」の持ち主である共産党の諸君が、本来の理性に復帰することを期待するものである。

# 憲法改悪に対する我々の態度

## 一 改憲阻止に起ちよう

武蔵佳久子(文)

今後の日本の歴史を決定的に規定するであろう  
改憲改悪が、「憲法調査会」、「憲法公聴会」

という形を著々と進みつつある。これに対し、労働者階級も諸階級人民もいまだほとんど反応を示していない中にあつて、わずかに東京・京都における学生運動のみが、「公聴会阻止」、「帝國主義的改憲反対」の徹底的なデモンストレーションを展開し、五・三〇には京都で二

五〇〇名の学友が結集するまでに至つてゐる。そして東京・京都の学友が今六・一五統一行動を前に、さらに強固な組織化を目指してつてゐる。しかるに大阪府学連は今までも一度も憲法改悪に対する問題提起を行なつたことがないとは、一体どういふことなのだろうか。

同様に所大における「理性の掃討」派(日共派)の諸君も目の前で行われれた大阪公聴会に沈黙を守り、その後

も改憲に対し何ら取り組んでいない。われわれ全学連市大主流派は、改憲がもつ意味から云つて憲法斗争は長い歴史を刻むであらうことを確信する。以下、改憲に対するわれわれの主張を述べ、五月に開催されたオ二十五回府学連大会資料に基づいて、「理性の掃討」派(日共派)諸君の見解を批判してみたい。というのは、彼らは所大において一度も改憲に対する自らの意志表示を行なつたことはないが、府学連大会資料を全面的に支持した部分であるからである。

憲法改悪 安保斗争以来二年を経過せんとする今、情勢が新しい局面の到来を告げていることを景。われわれは確信する。安保斗争の終了後、好況末期の様相を呈した経済過程を反映し、池田内閣の低空勢はつづいた。だが今やその時期は終結し、奥力で労働者階級と人民を粉砕し、抑圧せねばならない時期は到来したのである。即ち、安保改憲が日本資本主義の膨張と発展の側面を代表し、その帝國主義世界内部における日本帝國主義の力関係の増大を目指してかけられた攻

まであったとするならば、改憲は遂にその膨張が必然的

にもたらす危機の側面を代表するものである。それは、

EECの発展、アメリカ帝国主義の地位の低下という形

の新しい段階、これまでの力の段階から諸帝国主義

の斗争が真正面からの対決をいざなわなければならないという

ことである。このことは、戦後日本資本主義が一九五〇

年の朝鮮動乱のブームをバネとして、完全に復活、強化

し、今や一流資本主義国として積極的に国際市場に介入

していく新たな局面を迎えていることを意味している。

即ち、今年十月の九〇%自由化に対処すべく、一方に於

ては「日韓合談」、「タイ特別協定」、「カリオア、エロ

ア交渉」などを進めての帝国主義的海外進出政策を、他

方それ以外に産業構造の改編、中小企業の大企業への再

系列化を、また、戦前から低賃金構造の維持による高

賃積を可能ならしめんとしている。そして、これらブル

ジョアジの現行政策の集約として憲法改悪が階級斗争

の課題として登壇してきているのである。「理性の拒否」派

の諸君の如く、日本資本主義の新たな局面に何らふれ

国民自らの福祉の防衛のために、侵略に対する防衛を任

務とする。任軍を有するへ自民党弘瀬松本」であり、

②首相公選制あるいは天皇元首制、参院議員の直接選出

制、非常大権、司法の行政への一刃の従属化などを骨子

とする行政の拡大化である。へヤ十条天皇は日本国

の首位にあつて、日本を代表する。ヤ二十九条立法

権は国会に属する。ヤ三六条「非条事憲法」天災地

災等の非常事情に於て大規模の社会的擾乱が起り、

一がために重大な公共の危害を生じ又は生ずる危険が

急迫している場合に於て、自任軍の力によらなければ

公共の危害をさげることができないと認められる事情が

あるときは内閣は国会の承認をえざりてその宣言をする

ことができる。宣言された地域の地方的行政の事務は自

任軍によつて行なわれるとがする。同条の(1)の

地位の義務が国民に課せられると、政治、経済は勿論の

こと教育も科学技術も言論もマスコミも軍事色をおび、

国家は祖國愛をイデオロギーの支柱として国民を精神的

に掌握する可能性をもつ。また、公認軍隊の動向は、ア

を二思ひ改憲論者の世、儀に於るよりには種々方法

的誤りを招くことは当然であろう。

改憲の「理性の拒否」派(日共派)の諸君の日本資本

主義の分析をめぐりし憲法拒否論は、当

るもの。然、改憲の意図がどこにあるのかという視

が全くない。ヤ九条改憲をあげて日本の軍国主義化を論

ずる以上には改憲を理論してはいない。しかも、その日本

の軍国主義化が日本資本主義のどのような必然性から出

て来ているのか、そのことがどんな意味をもつて、どの

か、というところは何も論じられていない。東京、京都の

学友が改憲阻止のために立ち上っている時、改憲の意図

さえも分らない「理性の拒否」派諸君は、もはや学生運

動の指導を全く放棄しているといえるだろう。拒否派

全通連市大主流派は、憲法改悪の中心的内容は次の二点

にあると考ふる。即ち、(1)祖國防衛の義務づけへヤ三

十七条「国民は国の完全を保ち、その独立を全うするこ

とが、国家の活動による福祉の完全な享有を確保する基

本的な条件であることを確信し、この確信に立脚して、

ルジョアジの利益を併せ持っているにもかゝらず、お

たかも国民全体の意志を体言しているかの幻想が生れる。

かくマイデオロギー的にも政治的にも組織的にも分散状

態にある国民は、新たな価値体系の導入によつて国家

支配機構に完全に掌握されることになる。そして(2)の行

政権の拡大によつて、支那の地位に転落させ、戦

前の統帥権、ワイマール憲法の大統領命令、ドゴール

の非常権を其の通性をもち「自分も生き、人も生きるに

まかせろ」という伝統的共和制の内部に「国家の生き方

の方が個人生き方に優先する」国家主義を確立するも

のである。

憲法斗争の 憲法改悪は決して遠い未来の大きな

展望と我々 とではない。それは「憲法調査会」

の任務 「憲法公聴会」という形で着々と進

んでいる。そして、すでに東京、京都の学友は、新たな

高揚へ向けて巨大なうねりを開始している。大阪におい

ても府学連の無能さには追従していることは許されな

い。ではわれわれは憲法斗争をどのように展開すべきな

の度々、論議を遂げ、憲法改訂の機は行政  
権の自立化といたつた国家組織の改革をあり、国家の暴力  
装置即ち軍隊の強化であり、同時に国民への新たな価値  
体系の確立である。この改訂の内容こそが憲法改訂反対  
斗争の内容と形態を規定しているのである。即ち、一昨  
年の安部や昨年の政黨法とは、憲法は全く質を異にする  
ものである。憲法とは現社会に存在する諸階級がいか  
る関係として政治権力に係りあうかであり、政治権力を  
通じてその集約形態を明らかにしたものである。云いか  
之れば、われわれの社会生活、経済生活、政治生活等々  
を総括し、集約するものが憲法である。従つて現行憲法  
改訂が日進にのぼつてゐるのは、その集約形態（総括形  
態）の変更を要請されてゐるということである。いわば  
それは、旧国家（現憲法）か新国家（改訂憲法）かとい  
ふ問題を提出するものとなるのである。以上の観念に立  
つならば「理性の掃討」派（日共派）諸君のよつて、憲  
法改訂と論理的関連をもつ斗争を行なへばその斗争の基  
礎が憲法改訂斗争に向つて考へるべきな議論をおか

さなひてあらず。大層権理を初めとする諸々の反動  
政策に対して斗争のことは云々もむかへざる。し  
かし、改訂阻止の可能性は、「憲法公聴会」などの具體  
的な改訂へのプロセスを阻止する徹底的な改訂反対斗争  
を展開する以外にはありえない。日本資本主義が反動的  
な「新国家」を提起してゐる今、われわれのそれへの屈  
服はたゞ単に余又がやつたといふことのみでなく、既成  
の陣地を一切奪われることを意味する。われわれはこの  
「新しい国家」体制の確立を現実に粉砕するため今日  
から立ち上らねばならぬ。しかし「新しい国家」体制の  
粉砕は何を意味するだらうか。「旧国家」つまり現行の  
日本國憲法の下においては、社会を一つの秩序ある有機  
体として持続することができない時空において、「新国  
家」が出来る。従つて「理性の掃討」派諸君の唱へる  
「憲法掃討、完全実施」なるスローガンは、二つの意味  
において明確に「旧国家」を志向するものである。だが、  
戦後の歴史は、日本國憲法が保証する諸法理に対して、  
劣弱者、人民が絶えず反抗を展開した歴史であり、支那

者が今改訂を提起するのは、現行憲法をのりこえる必要  
があるからである。このことは、既に基本的な階級が  
日本國憲法を拒否してゐることを意味する。このよつて  
段階に「民主的条項の完全実施」を以て「理性の掃討」  
派（日共派）の諸君は、現行の支那形態とは別に、日本  
國憲法の「理念」なるものが由に浮いて存在するといふ  
珍奇な考へを持つてゐるか、彼らのイデオロギーの指針  
が進歩とは全く逆の方向を向いてゐるのかどちらかだろ  
う。

われわれ全學連市大主流派は「理性の掃討」派（日共派）  
諸君とイデオロギー的にはつきり区別し、東京・京都の  
同志に続いてわれわれも立ち上ることを呼ぶが可い。



# 米ソ核実験 反対

（一）米ソの核実験に反対する。

去る四月二十五日アメリカは全米を震え起している核実験  
反対の事を無視して、太平洋上に於ける一連の大規模な核  
実験を行った。

戦後幾多の実験が米、英、ソによって行われそれに  
対する反対運動が世界的規模で組織され、九回に及ぶ原  
水爆禁止世界大会が行われているにもかかわらず、広島  
で一瞬にして、二十万の生命を奪った殺人兵器の強化が  
行われている事実が帝国主義の反人民性格、軍事と帝  
国主義の不可分性をみる事ができる。このような帝国  
主義の核兵器保有というあつぐく実験をやめさせる方法は  
完全軍縮と叫ぶことでも、軍縮会議を開くことでもない。  
完全軍縮を叫ぶで呼びかけたフルシチョフによって、ソ  
連の核実験再開声明は行われた。数年に及ぶ軍縮会議の  
結果が米ソ両国の核実験の応酬であった。両大戦間も幾  
度も軍縮会議が開かれた。それに終止符をうつたのは、

実験に関しては、それを支持する共産党系の諸君と我々  
の立場は明確に異なってくる。

## (A) ソ連政府の立場とその批判

昨年九月ソ連政府は核実験に際し要旨次のような声明  
を発表し再開理由を説明した。ベルリンに於ける西政党内  
主義者の挑発が存在する、という前提のもとで、

①戦争挑発を行う政本指導者に注意を表明する。

②戦争政策を追求する政府を支持する政本諸国民に警告  
する。

再開理由の前提とは、たベルリン危機は、戦後十数年  
間存在してきたものであって、この期間よりはるかに情  
勢の緊迫した時（ベルリン封鎖）もあることを考えれば、  
この期間を特別に「危機」として、とりわけ理由はな  
い。しかも当時危機といえるものがあるとするは、その  
直接の原因をなしたものは、東独からの難民の大量流出  
である。住み残された土地をその住民がはなれろというの  
は余程のことではなければありえない。このよつな事能が  
起るのは、東独の内政上に重大な欠陥が存在するからで

光三次大戦である。

軍縮の保持は、核兵器の保持を必然とする帝国主義  
の核実験、核兵器保有と有効に斗争する道は、労働者階級の  
立上り以外にはない。アメリカの支配階級が核実験を計  
画しても、アメリカの労働者がこれに反対してストライ  
キを行えば、アメリカの支配階級とその政府は、核  
兵器を製造することも運搬することもできなくなる。

我々は強大な統一行動を行って、広く全米を、とりあ  
け核保有国の労働者が、自己政府の核実験に反対して並  
上り、それを阻止することを呼びかけねばならない。そ  
の意味で今度の核実験に際し、全米連がアメリカ学生平  
和同盟と手を結んで核実験反対行動を行ったのは高く評  
価されてよい。

## （二）ソ連の核実験にも反対する。

東独の労働者階級、人民の立場に立つ我々が、帝国主  
義国である米ソの核実験に反対するのは言をまたない。  
この裏では共産党系の諸君と同じである。しかしソ連核

ある。こうした事態に西側がつけこもつとする動きはあ  
ったであらう。しかしその解決は東独自身の内政を改善  
すること、東独人民にとって住み良い国にする以外に道  
はない。二のよつな声明の前提そのものがおかしいので  
あるが、例えこの前提を認めるにしてもこの理由は何  
も実験を定説させるものではない。即ち階級社会は支配  
の道具として軍隊の保持を不可欠とする。とりわけ現在  
の帝国主義は、自の体制の保持のためにも不断にソ連國  
に対する侵略的意図をもっている。こうして政本帝国主  
義のさまたまは挑発的行動はその指導者達の忠告によつ  
て起るのではなく、その社会構造に起因している。戦争  
そのものも政府指導者の意志的な政策によって引起され  
るのでなく、資本主義の矛盾から、積り資本家階級の  
利潤そのものがあかやかされそれを解決する手段として  
戦争が行われるのであって、社会経済上の必然性に従っ  
て、起るものを個々の指導者を原爆で脅かすことによつ  
て解決できるものではない。

②の各国民に対する警告も、こうして種人民を不安

するものはない。人をたいておいて、たたかれないよ  
うにせよ、うようにものである。こんなことを有難い  
警告と受けとるのは、共産党の諸君だけである。こうし  
たソ連政府の立場は、帝国内義諸国の核実験に恰好の理  
由を手えるだけである。

(B) 戦争防止は、かにばされねばならないか。

戦争を阻止するのは、先にも少しふれたように、大回  
の外交による取引だけではなくて、各国の労働者階級を  
中心とした人民の力そのものなのである。

帝国内義戦争は、国内の政治、経済の矛盾の爆発であ  
る。危機に陥った資本主義経済の独自の資本家的解決と  
しては、戦争という暴力的手段による強力的調整以外に  
はない。

このように戦争をさける唯一の道は、人民の意識的行  
動によって、資本の法則からゆがげることである。即  
ち資本の意志の貫徹をばみうる唯一の階級である労働  
者階級が団結して戦争に反対して起上ることである。資  
本の意志の代弁者として、政府の戦争政策に対し、労働

者階級が団結して抗争する。そうすれば支配層は採り上  
るべき対策をうばわれて、戦争遂行は不可能になる。交

戦回間の労働者階級を始めとする人民の戦争拒否とその

国家の存を二えた国際的団結とは、戦争を全く不可能な

ものにする。これのみがあらゆる戦争を防止する唯一の

現実的保障である。今回のソ連の原水爆実験再開声明が

ら五〇メガトン水爆実験にわたる政策の背景をなす考へ

方は、ソ連の軍事的地位が戦争防止の最大の保障である

という考へ方である。これは先述したような戦争の政策

を正しく把握しえない、非現実的・非科学的認識であるため

に、戦争防止の唯一の力である労働者人民の力に依拠し

ない無限の軍拡競争をむたわすだけの非現実的な政策で

ある。その上このようなソ連政府の政策は、労働者階級

をはじめ多数の人民が帝国内義戦争の性格を把握するこ

とを著しく妨害するのみならず、数々の水爆で人類が

滅亡する危険性のある現代において、特殊に重要性をも

つ平和運動の発展を妨げる反動的役割を果している。

戦後一貫して、戦争政策をとって来たことは事実である。

この様な事実を認めたとすてもなおかつ我々は以上の理由  
からソ連政府の核実験に反対すると同時にその不当な軍  
事力依存主義にも断時反対する。それと共に我々は平和  
を守るには、将しく労働者階級の力にかかっていると

いう認識の上になって、日本人民のみならず、世界の人  
民が自由政府の帝国内義政策に対し断時として反対し  
ておねねばならないし、それの力が平和を守る現実的保障  
である。

(C) 市共産党系の諸君の立場とその批判

我々は昨秋ソ連の核実験の行われた後、ソ連核実験反  
対の立場を表明し、~~その立場を反対~~した共産党系の諸君と論  
争した。我々はその時の共産党系の諸君の主張及び  
発行物から要約すれば、ベルリンをめぐって戦争の危機  
が存在した事と、この前提のもとにソ連の立場は、

- ① 帝国内義者に対する重大な決意の表明
- ② 世界の平和勢力に対する警鐘として意味があった。と  
して、御丁おいにも「それでもなお核実験再開の理由は

不十分であらう」と聞き直して、いるのである。そして

ソ連核実験が行われそれに賛成か反対か、それが一つを  
迫られた時にその時点で「今この時点でソ連の核実験反  
対運動を起すことは、長、伝統を誇る日本の平和運動を  
正しく守り発展させるといふ観点からは、全く正しくな  
い」と結論されたのである。

誰の眼にも明らかな様にこのソ連核実験支持理由は  
ソ連政府の明と回である。ソ連政府への反論は、(A)  
(B)で行っているのだから、これはくり反さない。彼等がその

主張に於てソ連政府と同じ立場にたっているからである。  
なお彼等の主張はこれだけではない。これも又ソ連政府  
と同じであるが、完全軍縮と結びつかない核実験の停止  
は、全く意味をもたない。と述べて今完全軍縮を主張  
する。しかしこれは論理矛盾ではないのか、核実験の  
停止協定さへでさすにどうして完全軍縮ができるのか？

それに完全軍縮と結びつかなくとも核実験停止協定だけ  
でも、それが成立し、守られるならば、結構なことでは  
ないか。

しかし、このことはソ連の核実験が「平和運動の質的発展に寄与できる」と考え、明らか「平和共存路線」の破綻といえる。この事実を「米は先立ってソ連が核実験を再開することができるといふ現在の刀肉係の中にこそ平和共存の客観的可能性を抽出すべきである」と強弁する、すなわちソ連は随主義者の頭の中では矛盾しないのであろう。

(註) 以上の「」の引用は、昨秋、文、理工、法、家の執行委員有志(共産党系)によって出された「戦争の危殆を回避せよ」完全軍備をめざし、又戦争のたぐいに立上れよ」という印刷物から行つた。

### (D) 平和運動の破綻とその原因

「ソ連にち最初に実験を開始する政府は、平和の敵、人道の敵として糾弾されるべきである」とオヤ七回原水協大会は宣言した。これは共産党によって指導される原水協が、ソ連の一方的核実験停止を行つたのをうけて表明したものである。しかし、昨秋ソ連が先に実験を再開することにより、宣言通りに行けば原水協は自からソ連を

平和の敵と呼ばざるをえないハメに陥つて、日本の平和運動は大混乱に陥つた。それは安井理事長の「理論上は(ソ連は)平和の敵とはみえない」といふ当惑した答弁にその困惑の姿が象徴されてゐる。結局共産党の圧力により、「ソ連の核実験を支持する」とことになつたのであるが、それ以前から、下り坂の傾向をみせていた原水協運動は、この事態により急速に下降に向つてあつた。

このような平和運動の危殆はソ連の外交政策に直随したところとその原因がある。

原水協の先述した声明(一九六〇年一月)ソ連が「一方的に核実験を中止した時、フルシチコフが行つた」ことからの側によ、この自からに課した義務(核実験停止)を破つたとすれば、この侵犯をそのかした者たちは、自からを侮辱するものであり、世界の人民によつて非難されるであらう」といふ演説を信頼して行つた結果、ひどい煮え湯をのまされたのである。

このよう打撃は何を意味するであらうか。戦争と平和に対する基本的問題は他で展開した。即ち戦争を阻止

する唯一の力は世界の労働者、人民の結束による各々の自由政府に対する反戦斗争を以外にはない。これをいかに促進し、援助するが、これが社会主義政権の任務である。ソ連の初期、レーニン・トロツキーの時代は、このことは明瞭に意識され、ソ連の外交政策も全世界人民の立場からたてられていた。しかしその後の情勢の推移により、世界革命の挫折とソ連の孤立の中で、保共派のスターリンが政权を把る過程でソ連は変質し、世界の人民の利益の立場からの政策をたてるといふレーニンの原則は忘れられ、世界のフロレリアートの前にソ連の利益(実はソ連官僚の利益)を優先させるという方向に変化した。勿論、その背景には、先進的な労働者人民をその基においたレーニンの政权からスターリン官僚がソ連を支配するという社会変革があつたのである。このソ連の外交政策は、世界の人民運動を援助するといふ原則から外れて、ソ連の利益を追求するために世界の平和運動、労働運動を利用するまうになつたのである。こ

のことは、世界の平和運動、労働運動に多大の打撃を与え、その発展を妨げた。例えはオ二次大戦前夜、反ファシズムの運動が云々なかりを示している時、ドイツとの軍拡競争に時をかせ、このとしたスターリンは、ドイツ友好不可條約を結び、ヒトラー・ドイツを平和の友と呼び、フルシチコフもアイクを平和の友といつた。ソ連の運動は大きな打撃をうけた。あるいはオ二次大戦を帝国主義戦争と規定せず、ソ連防衛の祖國防衛戦争と規定し、ドイツと争つた米英帝主義に明確に「線を引き」、世界の人民の立場に立つことがなかつたために、米ソの深目が終り、米帝主義がそのありのままの姿を、世界の労働運動の抑圧者としてあらわれた時、世界のフロレリアートは十分に同意ができず、後進をしいらぬのである。日本におけるニーストの中止は、日本の労働運動に重大な後遺症をなすさせた。これは共産党の米帝主義に対する認識が浅く、それによるその根柢には

世界主義本義を唱へ、田澤泰助等をして之を遂行せしめ、  
國の健康に、日本を準備が進展し、依りてある。

故に、このよきなソ連の社会に各日、人民運動を引  
用するより、連外と追随する者から、平和運動を領  
きはなし、停滞している平和運動に生命を吹き込み、あ  
らたな平和運動の前進を待ちとらぬはならない。

八木孝昌(経三)  
総田完治(理工三)

# 大学機構改悪反対の闘い

— 憲法斗争の一環として —

磯田昌母(理工二)

(一) 産学共同 — (二) 数年来、財界・産業界からの要請  
という形でいわゆる「産学共同」がとりあげられてい  
る。戦后、日本資本主義は不死鳥の如く、よみがえり、五  
六年以降、驚異的發展をとけてきた。そして今や帝国  
主義的強化を果して、自己を国家独占資本主義として再  
編成してきた日本独占資本口、迫りくる90%自由化の  
嵐を切り抜け、E.E.C.を始めとする欧米諸列強との激烈  
な市場競争をたえぬいて行かねばならない。そのために  
は産業合理化・技術革新及び安価な若手技術者の養成を  
を焦眉の課題としている。しかもこれに必要とされる技  
術者及び理工系学生の数は決定的な不足をつけている。  
この様相状況の中から「産学共同」しかクローズアップさ  
れてきたのであり、かゝる技術教育振興の必要から、大  
学の研究を産業合理化に役立てんとするのが「産学共同

」の本質である。

しかし、(二)で問題となるのは文教予算の全くの貧弱  
さである。特に理工系の予算は決定的で、教育の向には  
「研究や元でキルバ」といふふん、気が濃厚である。

こういふ教育を研究条件と引きかえた従属させ、便宜を  
提供させてゆく政策は、文教予算の貧弱性の故に、大  
きな効果をもたらしている。又一般教養ぬきの安価な技  
術者の促成を目指す臨教の設置にも見られる独占の要求  
に直接まつた施策も着々と遂行されてきた。

(二) 専ら官僚の権限強化 — 一方大学予算の貧弱さは、  
予算獲得のために実質的な力を持つ専ら官僚及び連合的  
教授の殆頭を引き起し、昨年来文部省の学生部への直接  
介入し学生部次長制が各大学で実施されようとしている

(三) 大学機構管理制度改悪の動き — 以上の様に大学自  
治への侵害は、日々別々に行われてきたのであるが、今  
や改悪への動きとも相まって、直接に大学機構の改悪が  
計られている。これに池田の談話にも公然と表わしてい  
るが、改悪への動きが明白に行政の拡大・国家主義的



委員など、時

(1) 校舎建設委員会において、またの側で、検討し、アル  
トナリトを説き出し、それによつて、建設委員会に  
アラケラウの中に入れり。

(2) 会堂一体になつて、市会に対して、働きかけ、実現さ  
せる。

教員は、存の方向で運動を展開し、女子寮を含む新築運  
動を、是非とも、実現させねばならぬ。

## (2) 市大生協について、

文月九日に、市大生協総代会が、雨ヶ水、その法人化を  
決定した。後には、主統きの問題が、残つてゐるだけで  
、法人化は多人と実現された。今日、生協食部に対し  
る不満が、高まつてゐるが、我々は組合連一人く、会  
員であることを自覚し、生協総代会、理事会に働きかけ  
自分達の利益を守つて、りかづければならぬ。自派会  
執行部は、総代会、生協理事会と緊密な関係を、各校学  
生の利益を守つて、りかづけねばならぬ。生協食部部  
に對しては、ましまつては、定倉を投げ、高、採養と

委員など、時

にま、ま、生協食部  
る。又、市大生協の長を、りかづけるべきである。か  
らば、市大生協の長を、りかづけるべきである。か  
らば、市大生協の長を、りかづけるべきである。か

(3) 市大の文化・サークル活動について、

一般的に述べると、学生間の交流は、重要である  
。また、市大生協の長を、りかづけるべきである。か  
らば、市大生協の長を、りかづけるべきである。か

りかづけるべきである。か  
らば、市大生協の長を、りかづけるべきである。か  
らば、市大生協の長を、りかづけるべきである。か

S 37 5月